

# 令和2年度保存版

## 災害発生時における生徒の安全確保等の対応について 令和2年度改訂版

横浜市教育委員会により、「横浜市学校防災計画」の修正通知がありました。気象警報等による全市一斉の臨時に休業の措置をこれまでの午前7時から午前6時に時間が変更となりましたので、お知らせいたします。

### 1 特別警報・警報発令時の対応について

＜警報対象地域＞横浜市内、神奈川県全域または神奈川県東部

◇特別警報 ◇暴風警報 ◇大雪警報 ◇暴風雪警報 ◇降灰予報	○午前6時に、左の警報が継続中の場合→休校(学校からは、連絡しません。) ○登校後に警報が出た場合は、状況により校長が適宜判断します。 (必要に応じて、メール配信等します。)
	○警報が出ていなくても、登校が危険であるとご家庭で判断した場合は、欠席にはなりません。(学校より確認のため、保護者に連絡をさせていただきます。)

※気象情報は、横浜市危機管理室HP、横浜市水防災情報HP、テレビ、ラジオなどで確認してください。

※遠足、自然教室、修学旅行など原則として延期・中止となりますが、目的地に警報等が発令されておらず時間を遅らせれば安全な場合は実施することもあります。

### 2 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発令された場合

情報名	情報発表条件	学校の対応
条件① 調査を開始の場合	南海トラフ沿いで異常な現象(※1)を観測 その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ※1南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定	通常通り
条件② 地震発生の可能性が相対的に高まった場合	観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	原則通常通り <b>全市一斉休校の指示があった場合は休校</b>
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合	通常通り

### 3 地震発生時

◇大規模地震発生時 ※ <b>横浜市内の何れかで震度5強以上が発生</b>	○ <b>原則として、当日及び翌日は休校</b> となります。 ・被害が少ない場合は、校長判断で学校を再開することもあります。被害の規模、程度により発災後3日程度経過後に学校の準備開始を想定しています。 ○登下校中は、学校か自宅か近いほうに避難します。 ・落下物(看板、外壁、ガラス)や塀、自販機や崖に注意し、近くの避難場所、公園、空き地など安全な場所へ ※家庭でも通学路の確認をしてください。 ○在校時は、授業を打ち切ります。 ・引き渡し依頼書に基づき、生徒を引き渡します。
◇大規模地震にあたらない地震発生時	○震度5弱以下の場合は、校長が適宜判断します。(必要に応じメール配信) ○次の場合は、学校で生徒を預かり、引き渡し依頼書に基づき生徒を引き渡します。 ・地震により、JR横浜線、東急田園都市線が共に運転再開の見込みが立たない ・学校および周辺地域が停電となり、安全に帰宅させられない

※休日、夜間に発生した場合は、生徒の状況を学校にお知らせください。

### 4 富士山等の噴火による火山灰の対応について(補足) **午前6時に降灰予報が発令されていれば休校**

◇降灰予報	○午前6時以降または登校後、横浜市内に降灰予報が発令された場合 →預かり、引き渡しを原則としますが、保護者の連絡があれば下校も可能とします。
◇降灰継続	○降灰が継続している間は、休校となります。

※降灰量がわずかな場合、安全面等に支障がない場合、教育活動を継続・再開することもあります。(必要に応じメール配信)